別記様式第1

決裁	理事長		事務局長		調査役		部長		次長		課長		課員		整理保管者 畜産部循環農業推進課

（公社）秋田県農業公社　工事成績評定表［完成］

事業名			地区名		工事番号	
請負人住所			請負人商号・代表者			
工事場所			発注部署	農業振興部担い手育成等プロジェクト推進課		
契約額	￥　　　　円			畜産部循環農業推進課		
工期	自	平成　年　月　日	担当次長（課長）	職名　　氏名		
	至	平成　年　月　日	主任監督員	職名　　氏名		
完成年月日		平成　年　月　日	監督員	職名　　氏名		

発注工種	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
	一般土木	建築	電気	給排水	鋼構造物	機械器具	電気通信	さく井	水道施設			

考査項目		主任監督員 職氏名 監督員 職氏名					担当次長又は担当課長 職氏名　印					検査員（中間検査） 検査年月日 職氏名　印					検査員（完成検査） 検査年月日 職氏名　印				
項目	細目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	1.5	1.0	0	−5.0	−10.0															
	Ⅱ.配置技術者（現場代理人等）	3.0	1.5	0	−5.0	−10.0															
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	1.5	1.0	0	−5.0	−10.0	10.0	5.0	0	−7.5	−15.0										
	Ⅱ.工程管理	1.0	0.5	0	−5.0	−10.0	5.0	2.5	0	−5.0	−10.0										
	Ⅲ.安全対策	2.0	1.0	0	−5.0	−10.0	15.0	7.5	0	−12.5	−25.0										
	Ⅳ.対外関係	2.0	1.0	0	−2.5	−5.0															
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	2.0	1.0	0	−2.5	−5.0						10.0	5.0	0.0	−10.0	−20.0	10.0	5.0	0	−10.0.	−20.0
	Ⅱ.品質	2.0	1.0	0	−2.5	−5.0						15.0	7.5	0.0	−12.5		15.0	7.5	0	−12.5	
	Ⅲ.出来ばえ											10.0	5.0	0.0	−10.0		10.0	5.0	0	−10.0	
4.工事特性※4	Ⅰ.施工条件への対応※2	(+13.0～0)																			
5.創意工夫※4	Ⅰ.創意工夫※3	(+7.0～0)																			
6.社会性等※4	Ⅰ.地域への貢献等						5.0	2.5	0												
加減点合計（Σ1～6=1+2+3+4+5+6）		点					点					点					点				
評定点（基本点65±加減点合計）※1		①　点					②　点					③　点					④　点				
7.評定点計		点	○中間検査あり－①×0.4 ＋ ②×0.3 ＋ ③×0.15 ＋ ④×0.15 ＝　点 ◎中間検査なし－①×0.4 ＋ ②×0.3 ＋ ④×0.3 ＝　点																		
8.法令遵守等　※4							点														
9.評定点合計　※5		点　◇　7.評定点計（　点）＋8.法令遵守等（　点）＝　点																			

※1　1～3の評定点（基本点65点に対する±加減点評価）は、a～e区分の該当点数を選択することによる記入（その他は消去のこと）。①～④の各評定点は小数第1位まで記入。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、地理・地形的に作業環境や社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、担当次長（又は課長）等の意見も参考に評価するものとする。

※3　創意工夫は、請負人の工夫や保有するノウハウの発揮により特筆すべき評価内容があった場合に適用する。

※4　4.～6.は加点評価のみとする。また、8.法令遵守等は減点評価のみとし、担当次長（又は課長）が評価する。

※5　各考査項目ごとの採点は、秋田県が定めた「考査項目別運用表」に準じて定めた別紙「考査項目採点要領」によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、主任監督員、担当次長等が行うものとする。

別記様式第2

細 目 別 評 定 点 採 点 表

工事名・工事番号		契約額	¥ 円	発注部署	
請負人名		工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	完成年月日	平成 年 月 日

考査項目		①主任監督員 監督員	②担当次長又は課長	③検査員(中間検査)	④検査員(完成検査)	細目別評定点	得点割合
項目	細別			検査年月日	検査年月日		
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	( )×0.4+2.6= 点 点				／ 3.2 点	%
	Ⅱ.配置技術者(現場代理人等)	( )×0.4+2.6= 点 点				／ 3.8 点	%
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	( )×0.4+2.6= 点 点	( )×0.3+4.9= 点 点			／ 11.1 点	%
	Ⅱ.工程管理	( )×0.4+2.6= 点 点	( )×0.3+4.9= 点 点			／ 9.4 点	%
	Ⅲ.安全対策	( )×0.4+2.6= 点 点	( )×0.3+4.8= 点 点			／ 12.7 点	%
	Ⅳ.対外関係	( )×0.4+2.6= 点 点				／ 3.4 点	%
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	( )×0.4+2.6= 点 点		( )×0.3+6.5= 点 点	( )×0.3+6.5= 点 点	／ 12.9 点	%
	Ⅱ.品質	( )×0.4+2.6= 点 点		( )×0.3+6.5= 点 点	( )×0.3+6.5= 点 点	／ 14.4 点	%
	Ⅲ.出来ばえ			( )×0.3+6.5= 点 点	( )×0.3+6.5= 点 点	／ 9.5 点	%
4.工事特性	Ⅰ.施工条件への対応※2	( )×0.4+2.6= 点 点				／ 7.8 点	%
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫※3	( )×0.4+2.6= 点 点				／ 5.4 点	%
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等		( )×0.3+4.9= 点 点			／ 6.4 点	%
7.法令遵守等	法令遵守等		( )×1.0= 0.0 点			点	
					評定点合計	／ 100点	

※ 中間検査がある場合　細目別評定点＝①＋②＋(③×0.5＋④×0.5)　中間検査が2回以上の場合は③を平均する。

※ 中間検査がない場合　細目別評定点＝①＋②＋④

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

（端数処理の関係で評定点合計と評価項目毎の評定点の計が異なる場合があります。）

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙1-1　主任監督員(監督員)
(土木工事)　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　　　　　　)

<table>
<tr><th rowspan="3">考査項目</th><th rowspan="3">細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><th>適切である</th><th>ほぼ適切である</th><th>他の評価に該当しない</th><th>やや不適切である</th><th>不適切である</th></tr>
<tr><td>1.施工体制</td><td>Ⅰ.施工体制一般</td><td colspan="3">※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「評価対象項目」　該当する項目の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと　☑)

□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。
□ 施工計画書を工事着手前に提出し、監督職員による内容確認の後、着手している。
□ 作業分担の範囲を施工体制台帳及び施工体系図に、明確に記載している。
□ 品質証明員が、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が的確である。
□ 現場に対する本店や支店などによる具体的な支援内容を、施工計画書に記載している。
□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整え、有効に機能している。
□ その他(理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙1-1　　主任監督員（監督員）

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	評価値の判断基準				
		a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）	※記入要領 ① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。 ② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100 ③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。 ④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。 ※判断基準 a … 評価値が90%以上 b … 評価値が80%以上90%未満 c … 評価値が80%未満 **「評価対象項目」**　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑ ） 【全体を評価する項目】 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。 □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □ 現場代理人が、工事全体を把握している。 □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議する等必要な対応を行っている。 □ 監督職員への報告を、適時・的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □ 施工上の問題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応が適切である。 □ 下請けの施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っていることが確認できる。 □ 監理（主任）技術者が、共通仕様書及び諸基準に基づいて技術的な判断を行っている。 □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） **評価対象項目数＝** **該当項目数＝** **評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　　%　→ 判断基準＝**			□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-2　　主任監督員（監督員）
（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">2.施工状況</td><td rowspan="3">Ⅰ.施工管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「評価対象項目」　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑）

□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。
□ 契約書第18条第1項1号から5号に係る設計図書と現場の整合確認、照査を行い、監督職員の確認を受けて施工している。
□ 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ 現場条件又は計画内容の変化に対して、適切に対応している。
□ 工事材料を品質に影響のないよう保管している。
□ 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき、適時・的確に行っている。
□ 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時・的確に行っている。
□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□ 工場打合せ簿を適時・的確に整理している。
□ 工事全般において低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械、車両を使用している。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-3　　主任監督員(監督員)

(土木工事)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　　　　　　　　)

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">Ⅱ.工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「評価対象項目」　該当する項目の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと　☑)

□「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。
□ 工程に影響のある要因を的確に把握し、それらを考慮した工程表を作成している。
□ 実施工程のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、工程の遅れがない。
□ 施工時間の制限や車両通行規制等の各種誓約への対応が適切であり、工程の遅れがない。
□ 工期的な制約がある工事において、進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。
□ その他(理由:　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　　%　→ 判断基準＝</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-4　　主任監督員（監督員）

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	評　価　値　の　判　断　基　準				
	Ⅲ.安全対策	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		※記入要領 ① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。 ② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100 ③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。 ④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。 ※判断基準 a … 評価値が90%以上 b … 評価値が80%以上90%未満 c … 評価値が80%未満 **「評価対象項目」**　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑） □「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。 □ 災害防止協議会等を1回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ 社内パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図りかつ、関係者に是正報告をしている。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し、記録が整備されている。 □ 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 過積載防止に取り組み、記録が整備されている。 □ 使用機械、車両等の点検整備がなされ、記録が整備されている。 □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。 □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） **評価対象項目数＝** **該当項目数＝** **評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　　%　→ 判断基準＝**			□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。 □ 過積載の事実があった。 ※上記の1項目でも該当があれば、e 評価とする。

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙1-5　主任監督員（監督員）

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">Ⅳ.対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「評価対象項目」　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑）

□「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。
□ 官公庁等の関係機関と調整を行い、トラブルの発生がない。
□ 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。
□ 第三者からの苦情がない、もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
□ 工事の目的及び内容を工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-6　　主任監督員（監督員）

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	評価値の判断基準				
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	a	b	c	d	e
		「判断基準」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）				
		□ 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条（設計図書不適合）に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※バラツキの判断は別紙－4によること。

※記入要領
① 出来形の評定は、工事全般を通して評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うもの。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

上記表より
判断基準＝

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-6-1　主任監督員（監督員）
（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="4">Ⅰ.出来形

機械設備工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">※「別紙1-6」によらず、本様式で評価する。

※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「判断基準」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表にまとめられている。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲である。
□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について監督職員と協議の上で管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ 設計図書に定められている予備品に不足がない。
□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td></tr>
<tr><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条（設計図書不適合）に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-6-2　主任監督員(監督員)
(土木工事)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　　　　　)

考査項目	細　別	評価値の判断基準 a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	※「別紙1-6」によらず、本様式で評価する。 ※記入要領 ① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。 ② 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)×100 ③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。 ④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。 ※判断基準 a … 評価値が90%以上 b … 評価値が80%以上90%未満 c … 評価値が80%未満 **「判断基準」**　該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと　☑) □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表にまとめられている。 □ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について監督職員と協議の上で管理している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 設備の据付け及び固定方法が設計図書及び承認図書通り施工している。 □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 □ 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。 □ 行先などに表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ その他(理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) **評価対象項目数＝** **該当項目数＝** **評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝**			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条(設計図書不適合)に基づき、監督職員が改造請求を行った。

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙1-7　主任監督員(監督員)
(土木工事)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　　)

考査項目	細　別	評価値の判断基準				
		a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	**「判断基準」**　該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと ☑)				
		□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条(設計図書不適合)に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		※バラツキの判断は別紙－4によること。 ※記入要領 ① 品質の評定は、工事全般を通して評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づくすべての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うもの。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 上記表より **判断基準＝**				

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-7-1　主任監督員(監督員)
(土木工事)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　　　　)

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="3">Ⅱ.品質

機械設備工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第17条(設計図書不適合)に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※「別紙1-7」によらず、本様式で評価する。

※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「判断基準」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと ☑)
□ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が、設計図書の仕様を満足している。
□ 設備の機能及び性能を承諾図書の通り確保している。
□ 設計図書の内容を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して成績書等で確認できる。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している。
□ 操作制御設備について操作スイッチや表示灯を承諾図書の通り配置し操作性に優れている。
□ 小配管、電気配線・配管が承諾図書の通り敷設している。
□ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検や交換を必要とする部品及び箇所を明示している。
□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう施工されている。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ バルブ類の平時の状態を示すラベル等が、見やすい状態で表示している。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ 回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護している。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し、施工方法等について提案が行われている。
□ その他(理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)
評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td></tr>
</table>

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙1-7-2　主任監督員（監督員）
（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="3">Ⅱ.品質

電気設備工事
通信設備工事
受変電設備
工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第17条（設計図書不適合）に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※「別紙1-7」によらず、本様式で評価する。

※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「判断基準」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑）
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を行っている。
□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足し、成績書にまとめられている。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書の通り配置され、操作性に優れている。
□ ケーブル及び配管の接続等の作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。
□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ 操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の機能作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験等で確認している。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取換え作業が容易にできるよう施工されている。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　　%　→ 判断基準＝</td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-8　　主任監督員(監督員)
(土木工事)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　　　　　　　　)

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4.工事特性	Ⅰ.施行条件等への対応	※記入要領 ① 該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと ☑) ② 工事特性は、最大13点の加点評価とし、1項目2点を目安とし、内容によってはそれ以上又はそれ以下の点数とすることもできる。 ③ 主任監督員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。 ④ 評価にあたっては、担当次長(又は課長)の意見も参考に評価する。	
		Ⅰ.構造物の特殊性への対応 □ 1.対象構造物の高さ、延長、施工面積(断面積)、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3.その他(理由　　　　　　　　　　　　)	1.について ・切土の土工量:1万㎥以上、盛土(運土)量:5千㎥以上 ・地すべり区域における切土の土工量:5千㎥以上、盛土(運土)量:1千㎥以上 2.について ・構造物を現地合わせしながら原設計の修正施工が必要となる工事 3.について ・構造物固有の難しさや技術固有の難しさへの対応が必要な工事 ・地山強度が低いまたは土被りが薄く、技術的検討・解析が必要な工事
		Ⅱ.牧場内、山間地(集落近傍)等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形、近傍構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6.周辺住民等に対する騒音、振動を特に配慮する工事 □ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.緊急時に対応が特に必要な工事	4.について ・市街地等の家屋密集地、集落近傍へ影響を及ぼす可能性のある特殊工事等 5.について ・水道管、電話線等の支障物件の移設等と関連があり、施工工程管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策等の制約が特に多い工事 ・その他各種の制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 6.について ・畜舎、放牧地近傍での工事 ・集落近傍あるいは資材運搬車両等が集落近傍を頻繁に経由する工事 7.について ・公道を交通規制して行った工事 ・工事期間中に大半にわたって、交通確保のため専任の誘導職員を配置した工事 8.について ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙1-8　　主任監督員（監督員）
（土木工事）　　　　（　　　　　　）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4.工事特性	Ⅰ.施行条件等への対応	□ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他（理由　　　　　　）	9.について ・作業現場が広範囲に分散している工事 10.について ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用等に制約を受けた工事
		Ⅲ.厳しい自然、地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨、雪、風、気温等の自然条件の影響が大きい工事 □ 13.急峻な地形及び地すべり等危険区域内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他（理由：　　　　　　）	11.について ・支持地盤が不明瞭のため地質調査を実施する等支持地盤を確認しながら再設計した工事 12.について ・豪雨や長雨などによる土工の制約や、大雪などにより施工機械の稼働率を大きく左右した工事 13.について ・急勾配のため、切盛土（運土）の限界領域での工事 ・工事に伴う地すべり防止対策等の安全対策を必要とした工事 14.について ・猛禽類等の貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制限を受けた工事 ・既存畜舎・放牧場内又はその近傍の工事のため、騒音、振動等に特に配慮、又は施工時間・期間等に特に注意を要した工事 15.について ・その他災害等への臨機の対応等特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ.長期工事における安全確保への対応 □ 16.6ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事 （全面一時中止期間は除く。また、文書注意に至らない事故は除く） □ 17.その他（理由：　　　　　　）	
		Ⅴ.その他 □ その他（理由：　　　　　　） □ その他（理由：　　　　　　） □ その他（理由：　　　　　　）	
	評　価	□ 印の個数 ___ 個 **評 点 ____ 点**	【工事特性の詳細評価】☑の項目について、具体的内容を記載

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-9　　主任監督員（監督員）
（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	工　夫　事　項
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	※記入要領 ① 該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ） ② 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ③ 評価は最大7点までの加点評価とし、各項目において1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数とすることもできる。 ④ 下記項目の他に評価すべき工夫がある場合、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、「4.工事特性」との二重評価は行わない。 ■ 施工 □ 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫 □ コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫 □ 土工、地盤改良、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫 □ 設備工事における加工や組立て等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 □ 照明などの視界の確保に関する工夫 □ 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 □ 支保工、型枠工、足場工、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 □ 盛土の締固め度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 □ 出来形又は品質管理の計測、集計、管理図に関する工夫 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 □ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事 □ 特殊な工法や材料を用いた工事 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
		■ 新技術活用 □ NETIS登録技術等の有効な技術を自ら提案し、活用している。
		■ 品質 □ 土工、設備、電気の品質に関する工夫 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 □ 鉄筋、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙1-9-1　主任監督員(監督員)
(土木工事)　　(　　　　　　　　　　)

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	■ 安全衛生 □ 建設労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロールに関する工夫 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 □ 有毒ガス、可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 □ 一般交通の安全確保に関する工夫 □ 厳しい作業環境改善に関する工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の環境保全に関する工夫	
		■ その他 □ その他(理由:　　　　　　　　　　　　　　　　) □ その他(理由:　　　　　　　　　　　　　　　　) □ その他(理由:　　　　　　　　　　　　　　　　)	
	評　価	☑ 印の個数　　個 **評 点 ＿＿点**	【創意工夫の詳細評価】 ☑の項目について、具体的内容を記載

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙2-1　担当次長（又は課長）

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	評価値の判断基準				
		a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	※記入要領 ① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。 ② 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）×100 ③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。 ④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。 ※判断基準 a … 評価値が90%以上 b … 評価値が80%以上90%未満 c … 評価値が80%未満 **「評価対象項目」**　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ） □ 契約書第18条第1項1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通して施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料を品質に影響がないよう保管していることが確認できる。 □ 立会い確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿って的確に整備していることが確認できる。 □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ 工事の関係書類を的確に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） **評価対象項目数＝** **該当項目数＝** **評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝**			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙2-2　　担当次長（又は課長）

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="3">Ⅱ.工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">※記入要領
下記の評価対象項目のうち、該当項目数により評価する。
※判断基準
該当項目が3項目以上　……　a
該当項目が2項目以上　……　b
その他　……　c

「評価対象項目」　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑ ）
□ 隣接する他の工事等との工程調整に取組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 地元及び関係機関との調整に取組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 工程管理を適切に行ったことから休日や夜間工事を回避する等地域住民から苦情がなかった。
□ 工程管理に係るフォローアップ等積極的な取り組みが見られた。
□ 施主の営農計画における完成工期等、特に大きな制約がある場合に余裕をもって工事を完成させた。
□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い余裕をもって工事を完成させた。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
該当項目数＝　　　　→ 判断基準＝</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員の文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ.安全対策</td><td colspan="3">※判断基準
該当項目が3項目以上　……　a
該当項目が2項目以上　……　b
その他　……　c
「評価対象項目」　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑ ）
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取組んだ。
□ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取組んだ。
□ 安全協議会での活動に積極的に取組んだ。
□ 安全対策に係る取組みが地域から評価された。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

該当項目数＝　　　　→ 判断基準＝</td><td>□ 安全管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 請負者の責により、事故が発生した。</td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙2-3　　担当次長（又は課長）

（土木工事）　　（　　　　　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	評　価　値　の　判　断　基　準		
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない

※記入要領

地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※判断基準

a … 該当項目が5項目以上

b … 該当項目が3項目以上

c … その他

「評価対象項目」　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑ ）

- □ 河川や海岸等に対し汚濁防止等周辺換気用への配慮に積極的に取組んだ。
- □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との環境に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 道路清掃や草刈り、除雪など積極的に行った。
- □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 災害時等において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- □ 全てを自社企業で実施、もしくは下請負企業を全て県内企業とした。
- □ 循環型社会の形成に積極的に取組んだ。（例：秋田県認定リサイクル製品、バイオディーゼル燃料、フライアッシュ混合コンクリート、溶融スラグ入りアスファルト混合物等）
- □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

該当項目数＝　　　　→ 判断基準＝

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙2-4　　担当次長（又は課長）

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表
8.法令遵守等	法令遵守等	※記入要領

①「表－1」の評価は、工事施工において工事関係者が下記の【「表－1」秋田県知事又は発注者の措置内容の1～7のいずれかの措置が適用される具体事例】に基づき、措置があった場合に適用する。

②「工事施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場作業員、及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

④「表－1　秋田県知事又は発注者の措置内容」に基づく減点は、秋田県に係る措置と農業公社の措置を合わせて行うものとする。

表－1　　該当する項目の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑ ）

秋田県知事又は発注者の措置内容	点　数
□ 1.指名停止3ヶ月以上	-20 点
□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
□ 5.文書注意	-8 点
□ 6.口頭注意	-5 点
□ 7.工事関係者事故又は、公衆災害が発生したが、当該工事に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点
□ 8.その他（　　　　　　　　　　　　　　）	－　点
□ 9.該当項目なし	

減点評価点＝　　　　点

【「表－1 秋田県知事又は発注者の措置内容」の1～7のいずれかの措置が適用される具体事例】

1.入札前に提出した調査資料等に虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利または義務を第三者に譲渡又は承継をした。
3.使用人に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄罪等により逮捕又は公訴された。
6.一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施に当たり、不当な圧力をかけるなど、妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じている等下請代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品等の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙3-1　　　検査員

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="4">Ⅰ.出来形</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>□ 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="3">

※バラツキの判断は別紙－4によること。

※記入要領
① 出来形は、工事全般を通して評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

［評価対象項目］　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられている。
□ 社内の管理基準に基づき、監理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議して管理していることが確認できる。
□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　）

「判断基準」
上記より
該当項目数＝　　　　→ 判断基準＝

</td><td colspan="2">※d及びe評価は直接入力のこと　（ ☑ 印を記入）</td></tr>
</table>

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙3-1-1　　　検査員

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="4">Ⅰ.出来形

機械設備工事</td><td colspan="3">a / b / c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">適切である / ほぼ適切である / 他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">※「別紙3-1」によらず、本様式で評価する。

※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「判断基準」　　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう出来形管理図等が適切にまとめられている。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが、確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 設計図書に定められている予備品に不足がないことが、確認できる。
□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条（設計図書不適合）に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙3-1-2　　　検査員
（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th rowspan="3">考査項目</th><th rowspan="3">細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><th>適切である</th><th>ほぼ適切である</th><th>他の評価に該当しない</th><th>やや劣っている</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ.出来形

電気設備工事
通信設備工事
受変電設備
工事</td><td colspan="3" rowspan="2">※「別紙3-1」によらず、本様式で評価する。

※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準
a … 評価値が90%以上
b … 評価値が80%以上90%未満
c … 評価値が80%未満

「判断基準」　　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑ ）
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表にまとめられている。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
□ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承認図書の通り施工していることが確認できる。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設していることが確認できる。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条（設計図書不適合）に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙3-2　　　検査員

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th colspan="5">評　価　値　の　判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="4">Ⅱ.品質

草地整備改良
工事
草地造成改良
工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　　　　　　　　□
品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※バラツキの判断は別紙－4によること</td><td>□ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="4">※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準…試験結果の打点数が少なくバラツキの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。
a … バラツキが少なく、評価値が80%以上
b … バラツキが少なく、評価値が60%以上80%未満
c … バラツキが少なく、評価値が60%未満

「評価対象項目」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）
【草地改良】
□ 草木の刈払い・伐採及び抜・排根処理が、適切に行われていることが確認できる。
□ 起伏修正工において、雑物等が混入しないよう実施していることが確認できる。
□ 耕起、砕土において、石礫除去が適切に実施されていることが確認できる。
□ 砕土・聖地後、所定の耕起深が確保されいることが確認できる。
□ 土壌改良は、設計図書に基づき適正に施工されていることが確認できる。
□ 土壌改良後のPH測定が確実に行われていることが確認できる。
□ 播種が設計図書に基づき適正に施工されているとが確認できる。
□ 濁水防止等環境保全に留意し施工していることが確認できる。
【付帯工・暗渠排水】
□ 暗渠排水が所定の深さ及び勾配で布設されていることが確認できる。
□ 暗渠排水が所定の管径、継手等付属品で施工されていることが確認できる。
□ 暗渠排水の渠線間隔、被覆材厚さ、埋戻し等が適切に実施されていることが確認できる。
その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td><td></td></tr>
</table>

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙3-2-1　　　検査員
（土木工事）　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 コンクリート構造物工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが少ない。[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] **※バラツキの判断は別紙－4によること。**		□ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。

※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準…試験結果の打点数が少なくバラツキの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。
a … バラツキが少なく、評価値が80%以上
b … バラツキが少なく、評価値が60%以上80%未満
c … バラツキが少なく、評価値が60%未満

「評価対象項目」　　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）

- □ コンクリートの配合試験又は配合報告書等により、コンクリートの品質（強度、W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、湿度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの養生を適正に管理し、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ コンクリート打設前までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり、作業員の資格確認を行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックがない。
- □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

評価対象項目数＝　　　　　　該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　　%　→ 判断基準＝

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙3-2-2　　検査員
（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　）

考査項目	細　別	評価値の判断基準				
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	土工事 (切土、盛土等)	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが少ない。[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] **※バラツキの判断は別紙－4によること。**		□ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。

※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準…試験結果の打点数が少なくバラツキの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。
a … バラツキが少なく、評価値が80%以上
b … バラツキが少なく、評価値が60%以上80%未満
c … バラツキが少なく、評価値が60%未満

「評価対象項目」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと　☑)
- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 土羽土の土質が設計図書を満足してることが確認できる。
- □ CBR試験等の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □ 法面に有害な亀裂がない。
- □ 伐開、除根（排根）作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝

工事成績評定の考査項目別採点表

別紙3-2-3　　検査員
（土木工事）　　（　　　　　　）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>細別</td><td colspan="5">評価値の判断基準</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="4">Ⅱ.品質

基礎工事
地盤改良工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="2">□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが少ない。［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※バラツキの判断は別紙－4によること。</td><td>□ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※記入要領
① 評価対象項目のうち、対象としない項目は削除する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
③ 削除項目がある場合は削除後の項目数を評価対象項目数に置き換えること。
④ 削除後、評価対象項目数が2項目以下となった場合は、c評価とする。
※判断基準…試験結果の打点数が少なくバラツキの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。
a … バラツキが少なく、評価値が80%以上
b … バラツキが少なく、評価値が60%以上80%未満
c … バラツキが少なく、評価値が60%未満

「評価対象項目」　　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと　☑）
【地盤改良関係】
□ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ 施工箇所が均一に改良されており、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
□ サンドドレーン、砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
□ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認でき、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。
□ 深層混合処理の打込み記録等から仕様書に定められている事項が確認できる。
□ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。
□ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）
評価対象項目数＝
該当項目数＝
評価値＝該当項目数／評価対象項目数　　%　→ 判断基準＝</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工　事　成　績　評　定　の　考　査　項　目　別　採　点　表

別紙3-3　　　　検査員

（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>細別・工種</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅲ.出来ばえ

草地改良整備
工事
草地造成整備
工事</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）
□ 表土に雑物等がなく、均一に仕上げている。
□ 牧草の植生状態が全般的に均一である。
□ 起伏修正工の切盛土において、石礫除去を行う等、適切に施工されている。
□ 関係構造物との取り合いが、設計図書を満足するよう施工されている。
□ 暗渠排水の集水渠出口の仕上がりが良く、排水状況も良好である。
□ 全体的な美観が良い。

評価対象項目数＝
該当項目数＝　　　　→　判断基準＝</td><td>「判断基準」
a … 該当項目が5項目以上
b … 該当項目が4項目
c … 該当項目が3項目
d … 該当項目が2項目以下</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">※上記工種以外は、以下の工種から該当する工種を選び、その「評価対象項目」により「判断基準」を決定のこと。（必要な部分のコピーや消去により、「別紙3-3」として作成のこと）</td><td></td></tr>
<tr><td>コンクリート
構造物工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。（右のマークをコピーのこと ☑ ）
□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックがない。
□ 漏水がない。
□ 全体的な美観が良い。

評価対象項目数＝
該当項目数＝　　　　→　判断基準＝</td><td>「判断基準」
a … 該当項目が5項目以上
b … 該当項目が4項目
c … 該当項目が3項目
d … 該当項目が2項目以下</td></tr>
</table>

工 事 成 績 評 定 の 考 査 項 目 別 採 点 表

別紙3-3-1　　　検査員
（土木工事）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅲ.出来ばえ

土工事
(盛土、造成
工事等)</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと ☑)
□ 仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 構造物へのすりつけ等が良い。
□ 全体的な美観が良い。
- - - - - - - - - - - - - - - -
評価対象項目数＝
該当項目数＝　→　判断基準＝</td><td>「判断基準」
a … 該当項目が4項目以上
b … 該当項目が3項目
c … 該当項目が2項目
d … 該当項目が1項目以下</td></tr>
<tr><td>切土工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと ☑)
□ 既定された勾配が確保されている。
□ 切土法面の施工にあたって法面の浮き石が除去されている等、適切に施工されている。
□ 法面勾配の変化部について、緩衝部を設けるなど適切に施工されている。
□ 滞水等による施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
□ 関係構造物との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
□ 全体的な美観が良い。
- - - - - - - - - - - - - - - -
評価対象項目数＝
該当項目数＝　→　判断基準＝</td><td>「判断基準」
a … 該当項目が5項目以上
b … 該当項目が4項目
c … 該当項目が3項目
d … 該当項目が2項目以下</td></tr>
<tr><td>基礎工事
(地盤改良
等を含む)</td><td colspan="3">「評価対象項目」　該当する区分の□欄に☑を記すこと。(右のマークをコピーのこと ☑)
□ 土工関係の仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
- - - - - - - - - - - - - - - -
評価対象項目数＝
該当項目数＝　→　判断基準＝</td><td>「判断基準」
a … 該当項目が3項目以上
b … 該当項目が2項目
c … 該当項目が1項目
d … 該当項目なし</td></tr>
</table>

別紙－4 【バラツキの考え方及び留意事項】

1.出来形及び品質のバラツキの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①バラツキが50%以下と判断できる例

②バラツキが80%以下と判断できる例

（下限値のみの場合）

※上限値のない場合のバラツキの考え方は、基本的に下限値と同様な値があるものと仮定し、バラツキの％を考慮する。
なお、土工事など上限値を仮定することが適当でない工種については、下限値のみとする。

［度数表またはヒストグラムの場合］

2.多工種複合工事の取扱い

(1)主たる工種で評定する。主たる工種は、**直接工事費の占める割合が50%以上の工種**とする。また、複数の複合工事となる場合は、上位3工種までとする。

(2)当該工事の評価は、「品質」「出来ばえ」とも**評定結果の低い工種**の評定とする。

3.その他

・文書による改善指示は、口頭指示が2回となった場合に行うものとする。また、最初の口頭指示の内容については、文書を作成し、理事長まで回覧するものとする。

・「施工プロセス」は、秋田県の「施工プロセスチェックリスト」を参考として評定を行う。

・「4.工事特性」「5.創意工夫」「6.社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。